

長期継続契約に係る特約条項

(総則)

第1条 この特約は、本特約が添付される契約と一体をなす。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。